

議案第三十五号

半田市市税条例等の一部改正について

半田市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年三月二十九日提出

半田市長 久世孝宏

半田市市税条例等の一部を改正する条例

(半田市市税条例の一部改正)

第一条 半田市市税条例(昭和五十二年半田市条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の七第一項中「若しくは金銭」を削り、同項第九号中「第三項」を「第二項第四号」に改め、「特定」を削り、「金銭」を「当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金」に改める。

第四十九条第二項中「によつて」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第四十九条第三項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第五十四条中「第六十四条第四項」を「第百五十二条第五項」に改める。

第六十五条第二項中「によつて」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第六十五条第三項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第二百二十五条の三第二項中「によつて」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要がある

と認める場合は、この限りでない。

第二百五条の三第三項中「によつて」を「により」に改める。

附則第四条の二を削る。

附則第五条の次に次の一条を加える。

(令和六年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

第五条の二 所得割の納税義務者の選択により、法附則第四条の四第四項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第四項に規定する災害関連支出がある場合には、第三項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和五年において生じた法第三百十四条の二第一項第一号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第三十条の二の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和七年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、第三十三条の二の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちと同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第四十八条の六第一項に規定する親族の有する法附則第四条の四第四項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和七年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

3 第一項の規定は、令和六年度分の第三十五条の二第一項又は第四項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第三十五条の三第一項の確定申告書を含む。）に第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第六条中「附則第四条の四第三項」を「附則第四条の五第三項」に、「第三十四条の二」を「第三十三条の二」に改める。

附則第七条の四の次に次の四条を加える。

(令和六年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第七条の五 令和六年度分の個人の市民税に限り、法附則第五条の八第四項及び第五項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和六年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が千八百万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第七条の七において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第三十三条の三、第三十三条の六から第三十三条の九まで、附則第五条第二項、附則第七条第一項、附則第七条の三の二第一項、前条及び附則第九条の二の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第三十三条の七第二項、第四十五条の五第一項及び前条の規定の適用については、第三十三条の七第二項及び前条中「附則第五条の六第二項」とあるのは「附則第五条の六第二項及び第五条の八第六項」と、第四十五条の五第一項中「課した」とあるのは「附則第七条の五第一項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則第七条の五第一項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和六年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第七条の六 令和六年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第四十条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

一 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第一項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第五条の八第一項及び第二項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）から

その者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を四で除して得た金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に三を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第一期分金額」という。）に満たない場合には、当該税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第三十九条第一項に規定する第一期の納期（以下この項、次項及び次条第一項において「第一期納期」という。）においてはその者の第一期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

二 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額以上であり、かつ、その者の第一期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第一期納期においてはなしものとし、第三十九条第一項に規定する第二期の納期（以下この項及び次条第一項において「第二期納期」という。）においてはその者の第一期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第三十九条第一項に規定する第三期の納期（以下この項において「第三期納期」という。）及び同条第一項に規定する第四期の納期（以下この項において「第四期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

三 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第一期分金額とその者の分割金額に二を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第一期納期及び第二期納期においてはなしものとし、第三期納期に

においてはその者の第一期分金額とその者の分割金額に二を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第四期納期においてはその者の分割金額とする。

四 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額とその者の分割金額に二を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第一期納期、第二期納期及び第三期納期においてははならないものとし、第四期納期においてははその者の普通徴収に係る個人の住民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和六年度分の個人の市民税（第一期納期から第四十五条第一項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和六年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第七条の七 令和六年度分の個人の市民税に限り、第四十五条の二第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第三項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第二項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

一 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第七条の五第一項の規定の適用がないものとした場合に算出される第四十五条の二第一項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第五号において同じ。）の合算額（以下この号及び第五号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第三項第一号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第三項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控

除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の二分の一に相当する額をいう。以下この号において同じ。))を控除した額をいう。以下この号において同じ。))を二で除して得た金額(当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第二期分金額」という。))をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項においては「第一期分金額」という。))に満たない場合には、第一期納期及び第二期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。))並びに第四十五条の三に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第三項において「特別徴収対象税額」という。))は、第一期納期においてはその者の第一期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第二期納期においてはその者の第二期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を三で除して得た金額(当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。))に二を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「十月分金額」という。))に相当する税額、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

二 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額以上であり、かつ、その者の第一期分金額とその者の第二期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対

象税額及び特別徴収対象税額は、第一期納期における税額はないものとし、第二期納期においてはその者の第一期分金額とその者の第二期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間においてはその者の十月分金額に相当する税額、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

三 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額とその者の第二期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第一期分金額、その者の第二期分金額及びその者の十月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第一期納期及び第二期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間においてはその者の第一期分金額、その者の第二期分金額及びその者の十月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

四 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第一期分金額、その者の第二期分金額及びその者の十月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第一期分金額、その者の第二期分金額、その者の十月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第一期納期及び第二期納期並びに当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間における税額はないものとし、同年十二月一日から翌年の一月三十一日までの間においてはその者の第一期分金額、その者の第二期分金額、その者の十月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年二月一日から三月三十一日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

五 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別

税額控除額がその者の第一期分金額、その者の第二期分金額、その者の十月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第一期納期及び第二期納期並びに当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の一月三十一日までの間における税額はないものとし、同年二月一日から三月三十一日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第四十五条の四の規定の適用については、同条第二項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第七条の七第一項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

3 令和六年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第一項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

一 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第四十五条の五第一項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を三で除して得た金額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に二を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「十月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間においてはその者の十月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とす

る。

二 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の十月分金額以上であり、かつ、その者の十月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間における税額はないものとし、同年十二月一日から翌年の一月三十一日までの間にあってはその者の十月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年二月一日から三月三十一日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

三 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の十月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の一月三十一日までの間における税額はないものとし、同年二月一日から三月三十一日までの間においてはその者の第四十五条の五第二項の規定により読み替えられた第四十五条の二第一項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第四十五条の四の規定の適用については、同条第二項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第七条の七第三項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

5 令和六年度分の個人の市民税につき第四十五条の六第一項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和七年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第七条の八 令和七年度分の個人の市民税に限り、法附則第五条の十二第三項及び第四項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和七年度分特別税額控除額を、同条第三項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第三十三条の三、第三十三条の六から第三十三条の九まで、附則第五条第二項、

附則第七条第一項、附則第七条の三の二第一項、附則第七条の四及び附則第九条の二の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第八条第二項中「前条」を「附則第七条の四」に改め、同条第三項中「第三十三条の九第一項」の下に「、附則第七条の五第一項及び前条」を加え、「同項」を「第三十三条の九第一項」に、「前三条」を「前三条」に、「とする」を「と、附則第七条の五第一項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第八条第二項及び」と、前条中「附則第七条の四及び」とあるのは「附則第七条の四、次条第二項及び」とする」に改める。

附則第十条の二第二十一項を削り、同条第二十項を同条二十一項とし、同条第十九項中「附則第十五条第二十五項第三号八」を「附則第十五条第二十五項第四号八」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「附則第十五条第二十五項第三号□」を「附則第十五条第二十五項第四号□」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「附則第十五条第二十五項第三号イ」を「附則第十五条第二十五項第四号イ」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「附則第十五条第二十五項第二号八」を「附則第十五条第二十五項第三号八」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「附則第十五条第二十五項第二号□」を「附則第十五条第二十五項第三号□」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「附則第十五条第二十五項第二号イ」を「附則第十五条第二十五項第三号イ」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に次の一項を加える。

14 法附則第十五条第二十五項第二号に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は七分の六とする。

附則第十条の二第二十二項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同条第二十三項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同条第二十七項を同条第二十八項とし、同条第二十六項を同条二十七項とし、同条第二十五項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第四十二項」に改め、同項を同条二十六項とし、同条二十四項中「附則第十五条第四十二項」を「附則第十五条第四十一項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項の次に次の一項を加える。

24 法附則第十五条第三十八項に規定する市の条例で定める割合は二分の一と

する。

附則第十条の三第十二項を同条第十三項とし、附則第十条の三第十一項中「附則第七条第十七項」を「附則第七条第十八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「附則第七条第十六項各号」を「附則第七条第十七項各号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「附則第七条第十項各号」を「附則第七条第十二項各号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「附則第七条第十項各号」を「附則第七条第十一項各号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「附則第七項各号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「附則第七項各号」を「附則第七項第九項各号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を第六項とし、同条第四項を第五項とし、同条第三項を第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 市長は、法附則第十五条の七第一項又は第二項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第五条第四項に規定する管理者等から、法附則第十五条の七第三項に規定する期間内に施行規則附則第七条第四項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第十五条の七第一項又は第二項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第一項又は第二項の規定を適用することができる。

附則第十一条の見出し中「令和三年度から令和五年度」を「令和六年度から令和八年度」に改め、同条第八号中「附則第十九条の三第五項」を「附則第十九条の三第四項」に改める。

附則第十一条の二の見出し及び同条第一項中「令和四年度又は令和五年度」を「令和七年度又は令和八年度」に改め、同条第二項中「令和四年度」を「令和七年度」に改め、「令和五年度分」を「令和八年度分」に改める。

附則第十二条の見出し及び同条第一項中「令和三年度から令和五年度」を「令和六年度から令和八年度」に改め、「（商業地等に係る令和四年度分の固定資産税にあつては、百分の二・五）」及び「（令和三年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第二項及び第

三項中「令和四年度分及び令和五年度分」を「令和六年度から令和八年度までの各年度分」に改め、同条第四項及び第五項中「令和三年度から令和五年度」を「令和六年度から令和八年度」に改める。

附則第十二条の二中「地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）附則第十四条第一項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）附則第二十一条第一項」に改め、「令和三年度から令和五年度」を「令和六年度から令和八年度」に改める。

附則第十三条の見出し及び同条中「令和三年度から令和五年度」を「令和六年度から令和八年度」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和三年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第十三条の二第四項を削る。

附則第十三条の三第一項中「令和三年度から令和五年度」を「令和六年度から令和八年度」に改め、「（令和三年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第二項中「令和四年度分及び令和五年度分」を「令和六年度から令和八年度までの各年度分」に改める。

附則第十四条中「又は第四項」を削る。

附則第十五条第一項中「令和三年度から令和五年度」を「令和六年度から令和八年度」に改め、同条第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第十六条の三第三項に次の一号を加える。

五 附則第七条の五及び附則第七条の八の規定の適用については、附則第七条の五第一項及び附則第七条の八中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十六条の三第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第十六条の四第三項に次の一号を加える。

五 附則第七条の五及び附則第七条の八の規定の適用については、附則第七条の五第一項及び附則第七条の八中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十六条の四第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第十七条第三項に次の一号を加える。

五 附則第七条の五及び附則第七条の八の規定の適用については、附則第七条の五第一項及び附則第七条の八中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十七条第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第十八条第五項に次の一号を加える。

五 附則第七条の五及び附則第七条の八の規定の適用については、附則第七条の五第一項及び附則第七条の八中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十八条第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第十九条第二項に次の一号を加える。

五 附則第七条の五及び附則第七条の八の規定の適用については、附則第七条の五第一項及び附則第七条の八中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十九条第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第二十条第二項に次の一号を加える。

五 附則第七条の五及び附則第七条の八の規定の適用については、附則第七条の五第一項及び附則第七条の八中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第二十条第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第二十条の二第二項に次の一号を加える。

五 附則第七条の五及び附則第七条の八の規定の適用については、附則第七条の五第一項及び附則第七条の八中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第二十条の二第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第二十条の二第五項に次の一号を加える。

五 附則第七条の五及び附則第七条の八の規定の適用については、附則第七条の五第一項及び附則第七条の八中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第二十条の二第三項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第二十条の三第二項に次の一号を加える。

五 附則第七条の五及び附則第七条の八の規定の適用については、附則第七条の五第一項及び附則第七条の八中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第二十条の三第一項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第二十条の三第五項に次の一号を加える。

五 附則第七条の五及び附則第七条の八の規定の適用については、附則第七条の五第一項及び附則第七条の八中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第二十条の三第三項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(半田市都市計画税条例の一部改正)

第二条 半田市都市計画税条例(昭和五十二年半田市条例第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

附則第四項の見出し及び同項中「法附則第十五条第三十三項」を「法附則第十五条第三十二項」に改め、同項を附則第三項とする。

附則第五項の見出し及び同項中「法附則第十五条第三十八項」を「法附則第十五条第三十七項」に改め、同項を附則第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

(法附則第十五条第三十八項の条例で定める割合)

5 法附則第十五条第三十八項に規定する市の条例で定める割合は二分の一とする。

附則第六項の見出し及び同項中「法附則第十五条第四十三項」を「法附則第十五条第四十二項」に改める。

附則第八項の見出し及び同項中「令和三年度から令和五年度」を「令和六年度から令和八年度」に改め、同項中「(商業地等に係る令和四年度分の都市計画税にあつては、百分の二・五)」及び「(令和三年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第九項及び第十項中「令和四年度分及び令和五年度分」を「令和六年度

分から令和八年度までの各年度分」に改める。

附則第十一項及び第十二項中「令和三年度から令和五年度」を「令和六年度から令和八年度」に改める。

附則第十三項の見出し及び同項中「令和三年度から令和五年度」を「令和六年度から令和八年度」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和三年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第十五項中「令和三年度から令和五年度」を「令和六年度から令和八年度」に改め、「（令和三年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第十六項中「令和四年度分及び令和五年度分」を「令和六年度から令和八年度までの各年度分」に改める。

附則第十八項中「附則第八項、第九項」を「附則第九項」に改める。

附則第十九項中「第三十五項まで、第三十八項、第三十九項、第四十三項若しくは第四十六項」を「第三十四項まで、第三十七項、第三十八項、第四十二項若しくは第四十五項」に改める。

附則第二十項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）附則第十四条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）附則第二十一条」、「令和三年度から令和五年度」を「令和六年度から令和八年度まで」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中半田市市税条例（以下「市税条例」という。）第五十四条の改正規定 令和七年四月一日

二 第一条中市税条例第三十三条の七第一項の改正規定、附則第四条の二を削る改正規定及び次条の規定 公益信託に関する法律（令和六年法律第四号）の施行の日の属する年の翌年の一月一日

(市民税に関する経過措置)

第二条 所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）附則第三条第一項の規定の適用がある場合における前条第二号に掲げる規定による改正後の市税条例第三十三条の七第一項（第九号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第九号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法第七十八条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和二年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律四号）第一条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「旧法」という。）附則第十五条第二十五項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成二十九年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に受けた旧法附則第十五条第三十二項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に整備された旧法附則第十五条第三十九項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第四条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の半田市都市計画税条例の規定は、令和六年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和五年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成二十九年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に受けた地方税法

等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）第一条の規定による旧法附則第十五条第三十二項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 都市計画再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に整備された旧法附則第十五条第三十九項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。